



平成 29 年 5 月 24 日
国土交通省 関東地方整備局
利根川下流河川事務所
千葉県 県土整備部 河川環境課

手賀川・手賀沼を水位周知河川に指定しました。

国土交通省利根川下流河川事務所が管理する利根川水系手賀川と千葉県が管理する手賀沼を5月24日、水位周知河川に指定し、手賀川と手賀沼の氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を設定したのでお知らせいたします。

【新規に水位周知河川に指定する河川、指定区間、基準水位観測所】

河川名	指定区間	基準水位観測所
手賀川	手賀沼からの流出点 から 利根川への合流点 まで (利根川合流点から上流 7.7km)	曙橋水位観測所 (千葉県柏市曙橋)
手賀沼	大堀川合流点から手賀川合流点まで (手賀沼全域)	手賀沼水位観測所 (千葉県柏市曙橋)



※国土地理院の電子地形図(タイル)に水位周知指定区間、河川名等を追記して掲載

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会

問い合わせ先

【手賀川に関すること】

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所

副所長(技術) かいづ よしかず 海津 義和 TEL 0478-52-6361 (内線 205)

防災対策課長 くぼた けんいち 久保田 健一 TEL 0478-52-6365 (内線 281)

【手賀沼に関すること】

千葉県 県土整備部 河川環境課

防災対策室長 たかやなぎ しょうじ 高柳 昌司 TEL 043-223-3149 (直通)

水位周知河川について

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川です。国土交通省又は都道府県の機関は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、その水位を示して通知及び周知を行います。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）について

氾濫危険水位は水位周知河川の場合、「洪水特別警戒水位」とも呼ばれます。

この水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位で、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の方々の避難判断の参考になる水位です。

河川、沼の管理区分について

手賀川：国管理（国土交通省利根川下流河川事務所が管理しています）

手賀沼：県管理（千葉県が管理しています。）